

規則

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第66号

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年1月横浜市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条第2項第3号」を「第2条第2項第4号」に改め、同条第2項中「第2条第2項第4号」を「第2条第2項第5号」に改める。

別表第1の2の1の項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項(1)中「5の項(4)ただし書」を「5の項(5)ただし書」に改め、同項(2)中「5の項(5)ただし書」を「5の項(6)ただし書」に改め、同表の2の項(3)中「第18条第1項第1号に定める」を「第19条第1項第1号に定める」に、「、令第18条第1項第1号」を「、同号」に改め、同表の3の項を次のように改める。

3 駐車場	車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 機械式駐車場に設ける場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。 (2) 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。 ア 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。 イ 水平な場所に設けること。 ウ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。
-------	--

別表第1の2の5の項中「廊下等は」を「廊下等（車椅子使用者用経路を構成する廊下等を除く。別表第1の4の5の項(2)において同じ。）は」に改め、同項(5)中「この表」の次に「及び別表第1の3」を加え、同表の6の項(2)中「第18条第2項第5号」を「第19条第2項第5号」に改め、同表の7の項(2)中「傾斜路は」を「傾斜路（車椅子使用者用経路を構成する傾斜路を除く。別表第1の4の7

の項(2)において同じ。)は」に改め、同表の8の項中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同項(3)ただし書中「第18条第2項第5号りただし書」を「第19条第2項第5号りただし書」に改め、同項(4)中「第18条第2項第5号り(2)」を「第19条第2項第5号り(2)」に改め、同表の9の項(1)中「全て」の次に「(建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。))をする場合にあっては、そのうち増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上)」を加え、同項(2)中

「(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

ア 令第14条第1項第1号の規定により設ける車椅子使用者用便所は、次に掲げるものであること。

(7) 車椅子使用者用便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(4) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

(5) 当該便所の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。」

を

「(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計の和をいう。)が1,000平方メートル未満の建築物において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車椅子使用者用便所を1以上設けなければならない。

(3) 令第14条第2項又は(2)の規定により設ける車椅子使用者用便所は、次に掲げるものでなければならない。

ア 車椅子使用者用便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

ウ 当該車椅子使用者用便所の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。」

に、「イ 令第14条第1項第2号」を「(4) 令第14条第3項」に改め、同項(3)中「(3)」を「(5)」に、「5の項(4)ア」を「5の項(5)ア」に改め、同表の10の項中「浴室、シャワー室又は更衣室」を「浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）」に改め、同項(1)及び(2)中「浴室、シャワー室又は更衣室を」を「浴室等」に改め、同表の11の項(3)中「第15条第2項第1号イ」を「第16条第2項第1号イ」に改める。

別表第1の3の1の項(2)中「第18条第2項第7号」を「第19条第2項第7号」に改め、同表の3の項(2)ただし書中「第18条第2項第5号イ」を「第19条第2項第5号イ」に改め、同表の4の項(3)中「第18条第2項第5号リ(2)」を「第19条第2項第5号リ(2)」に改め、同表に次のように加える。

5 便所	多数の者が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物（共同住宅に限る。以下この項において同じ。）がある場合においては、それらの特別特定建築物の多数の者が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000平方メートル未満の建築物において多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者用便所を1以上設けなければならない。
------	--

別表第1の4の1の項(1)ア中「経路（」の次に「当該利用居室が11の項(1)の劇場等の客席である場合にあっては車椅子使用者用経路を含み、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同項(1)イ及びウ中「経路」の次に「（当該利用居室が11の項(1)の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同表の2の項(3)中「第18条第1項第1号に定める」を「第19条第1項第1号に定める」に、「、令第18条第1項第1号」を「、同号」に改め、同表の3の項(1)を次のように改める。

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。別表第5の3の項(1)において同じ。）に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令第18条第1項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

別表第1の4の3の項(2)ウ(7)を次のように改める。

(7) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に

自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

別表第1の4の3の項(2)エ(7)ただし書中「当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における」を削り、同表の6の項(2)中「第18条第2項第5号」を「第19条第2項第5号」に改め、同表の8の項(1)イただし書を削り、同項(1)クただし書中「第18条第2項第5号リただし書」を「第19条第2項第5号リただし書」に改め、同項(1)ク(1)及びケ中「第18条第2項第5号リ(2)」を「第19条第2項第5号リ(2)」に改め、同項(2)中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同表の9の項(1)中「全て」の次に「(建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この表において「増築等」という。))をする場合にあっては、そのうち1以上)」を加え、同項(1)に次のただし書を加える。

ただし、増築等をする場合であって、当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分を含まないときは、この限りでない。

別表第1の4の9の項(2)イ(7)中

「(7) 車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。」

を

「(7) 車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(7) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」

に改め、同項(2)イ(1)中「(1)」を「(エ)」に改め、同項(2)イ(7)中「(7)」を「(4)」に、「当該便房」を「当該車椅子使用者用便房」に改め、同表の10の項中「浴室、シャワー室又は更衣室」を「浴室等」に改め、同表の13の項(1)中「12の項(2)」を「13の項(2)」に改め、同項(1)ただし書中「第21条第1項ただし書」を「第22条第1項ただし書」に改め、同項(2)イ(1)中「第21条第2項第2号ロ」を「第22条第2項第2号ロ」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の12の項(2)中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の11の項中「第19条」を「第20条」に改め、同項を同表の12の項とし、同条の10の項の次に次の1項を加える。

11 劇場等の客席	(1) 劇場等（床面積の合計が300平方メートル以上のものに限る。）の客席を設ける場合は、次に定める基準に適合する車椅子使用者用部分を1以上設けなければならない。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 ウ 床は、平らとすること。 (2) 車椅子使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 段又は勾配が12分の1（高さが16センチメートル以下の傾斜路にあつては、8分の1）を超える傾斜路を設けないこと。 エ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路又は高さが16センチメートル以下で勾配が12分の1を超える傾斜路には、手すりを設けること。 オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
------------------	--

別表第1の4備考3中「1の項(1)ア」の次に「（車椅子使用者用経路に係る部分を除く。）」を加え、「キまで、ク（7）を除く。）」を「エまで、カからク（7）を除く。）まで」に、「11の項(1)」を「12の項(1)」に改め、同表備考4中「増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この備考において「増築等」という。）」を「増築等」に改め、「1の項(1)ア」の次に「（車椅子使用者用経路に係る部分を除く。）」を加え、「キまで、ク（7）を除く。）」を「エまで、カからク（7）を除く。）まで」に、「11の項(1)」を「12の項(1)」に改める。

別表第5の1の項(1)ア中「経路」の次に「（当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあつては、当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この表及び別表第9備考19において「指定施設車椅子使用者用経路」という。）を含む。）」を加え、同項(1)イ及びウ中「経路」の次に「（当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあつては、指定施設車椅子使用者用経路

を含む。)」を加え、同表の2の項(3)中「1の項ア」を「1の項(1)ア」に改め、同表の3の項(1)中

「(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。」

を

「(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

(2) 建築物の増築又は改築(用途の変更をして指定施設にすることを含む。以下この表において「増築等」という。)をする場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

ア 当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合 (7)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に定める数

(7) 当該駐車場(当該増築等に係る部分に設けるものに限る。以下このアにおいて同じ。)に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(イ)において同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(イ) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

イ 当該駐車場を設けない場合 1

に改め、同項(2)中「(2)」を「(3)」に改め、同項(2)ウ(7)を次のように改める。

- (7) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

別表第5の3の項(2)エ(7)ただし書中「当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における」を削り、同項(3)中「(3)」を「(4)」に改め、同表の5の項(2)中「廊下等は」を「廊下等（指定施設車椅子使用者用経路を構成する廊下等を除く。）は」に改め、同表の7の項(2)中「傾斜路」の次に「（指定施設車椅子使用者用経路を構成する傾斜路を除く。）」を加え、同表の8の項(2)中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同表の9の項(1)中

- 「(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。」

を

- 「(1) 用途に供する部分の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が500平方メートル以上の建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令第14条第1項の規定により国土交通大臣が定める配置の基準に従い、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（同項の規定により国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けなければならない。

- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て（増築等をする場合にあっては、そのうち当該増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上（床面積の合計が500平方メートル未満の建築物で、当該便所を設けるものにあっては、そのうち1以上））は、次に掲げるものでなければならない。ただし、増築等をする場合であって、当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分を含まないときは、この限りでない。」

に改め、同項(1)エ(7)中「。(4)において同じ」を削り、同項(2)中

- 「(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。」

を

「(3) (1)の規定により不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして同項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000平方メートル未満の建築物において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。」

に改め、同項(2)ア中

「ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。」

を

「(5) (3)及び(4)の規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。」

に、「(ア)」を「ア」に、「(イ)」を「イ」に、「a」を「(ア)」に、「b」を「(イ)」に、「c」を「(ウ)」に、「d」を「(エ)」に、「e」を「(オ)」に、「(ウ)」を「ウ」に、「(エ)」を「エ」に、「(オ)」を「オ」に、「(カ)」を「カ」に、「(キ)」を「キ」に、「(ク)」を「ク」に、「(ケ)」を「ケ」に改め、同項(2)ア(ク)中「当該便房」を「当該車椅子使用者用便房」に改め、同項(2)イを削り、同項(3)中

「(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又は

その付近には、その旨の表示をしなければならない。」

を

「(6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

ア 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。

(i) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。

イ 便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上設け、当該便房の出入口の戸又はその付近にその旨の表示を行うこと

。

に、「ア」を「(7)」に、「イ」を「(i)」に改め、同表の10の項中「浴室、シャワー室又は更衣室」を「浴室等」に改め、同表の11の項(2)ア(7)中「9の項(2)ア(i)から(㍿)まで」を「9の項(5)イからキまで」に改め、同項(2)ア(i)中「当該便房」を「当該車椅子使用者用便房」に改め、同表の12の項(1)中

「(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

ア 車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。

イ 出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路のうち1以上は、次に掲げるものであること。

(7) 車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。

(i) 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと

。

(㍿) 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

ウ 車椅子使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。」

を

「(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使

用者用部分を設けなければならない。

ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合 2

イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) (1)の車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。

イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車椅子使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができる。

ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。

エ 床は、平らとすること。

(3) 指定施設車椅子使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。

ウ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

エ 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。

オ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、手すりを設けること。

カ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

キ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 」

に改め、同項(2)中「(2)」を「(4)」に改める。

別表第9の1の表中「床面積の」を「床面積（増築、改築、用途の変更、大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）の場合にあっては、当該増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積）の」に、「浴室、シャワー室又は更衣室」を「浴室等」に、

「

13 集会 場（一 の集会 室の床 面積が 200 平 方メー トルを 超える ものに 限る。 ）又は 公会堂	300 平 方メー トル未 満のも の	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐			☐
	300 平 方メー トル以 上 1,00 0 平方 メート ル未満 のもの	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐			☐
	1,000 平方メ ートル 以上の もの	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

」

を
「

13 集会 場（一 の集会 室の床 面積が 200 平 方メー トルを	300 平 方メー トル未 満のも の	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐			☐
--	---------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--	--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--	--	-----------------------

超える ものに 限る。) 又は 公会堂	300 平 方メー トル以 上 1,00 0 平方 メート ル未満 のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○
	1,000 平方メ ートル 以上の もの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

」

に改め、同表備考3中「別表第5の9の項(3)ア及びイ」を「別表第5の9の項(6)イ(ア)及び(イ)」に改め、同表備考13及び14中「9の項(3)」を「9の項(6)イ」に改め、同表備考17中「別表第5の9の項(2)」を「別表第5の9の項(4)、(5)及び(6)ア」に改め、同表備考18中「別表第5の9の項(2)イ」を「別表第5の9の項(6)ア」に改め、同表備考19中「に限り」を「(2)、(4)又は(6)の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分)に限り」に改め、同表備考19(2)、(4)及び(6)中「1以上の経路」を「経路(当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、指定施設車椅子使用者用経路を含む。)」に改め、同表備考21中「大規模修繕等」を「大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、「(建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)」を削り、同表備考22中「別表第5の9の項(2)ア(イ)」を「別表第5の9の項(5)キ」に改め、同表備考23中「別表第5の9の項(2)イ(イ)」を「別表第5の9の項(6)ア(イ)」に改め、同表備考24中「9の項(3)」を「9の項(6)イ」に改める。

別表第11の1の項(2)イ中「浴室、シャワー室又は更衣室」を「浴室等」に改め、同表の3の項(1)中「(1)」を削り、同項(2)を削り、同表の9の項後段を次のように改める。

この場合において、同項(2)中「そのうち当該」とあるのは「当

該」と、「階数に相当する数」とあるのは「階ごとに1」と、「そのうち1」とあるのは「当該便所のうち1」と、同項(6)中「そのうち」とあるのは「当該便所を設ける階ごとに」と読み替えるものとする。

別表第11の10の項中「浴室、シャワー室又は更衣室」を「浴室等」に改め、同表の12の項(1)後段を次のように改める。

この場合において、同項(1)ア中「400」とあるのは「200」と、同項(1)イ中「400」とあるのは「200」と、「200分の1」とあるのは「100分の1」と読み替えるものとする。

第1号様式中

「

設 計 者	住 所 又 は 所 在 地	
	氏名又は法人等の名称 及び代表者の氏名	電話 () 担当者氏名

」

を

「

設 計 者	住 所 又 は 所 在 地	
	氏名又は法人等の名称 及び代表者の氏名	電話 () 担当者氏名
「合理的配慮の提供」 に関するチェックリスト	申込番号：	

」

に改める。

- 附 則
- (施 行 期 日)
- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- (経 過 措 置)
- 2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の2から別表第1の4までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第5、別表第9及び別表第11の規定は、施行日以後に横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）第28条第1項の規定による協議（以下「協議」という。）を開

始した指定施設について適用し、施行日前に協議を開始した指定施設については、なお従前の例による。

- 4 新規則別表第11の規定は、施行日以後に横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第8条第2項の規定による交付の請求（以下「交付請求」という。）を行った一般都市施設（指定施設を除く。以下同じ。）について適用し、施行日前に交付請求を行った一般都市施設については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。